



第108期 定時株主総会

議案・事業報告等

南海電気鉄道株式会社

証券コード 9044

目 次

株主総会参考書類（議案及び参考事項）	2
第1号議案 剰余金の配当の件	2
第2号議案 吸収分割契約承認の件	3
第3号議案 定款一部変更の件	10
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件.....	12
第5号議案 監査等委員である取締役6名選任の件	21
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する 株式報酬制度の一部改定及び継続の件	30
事業報告	34
連結計算書類	67
計算書類	69
監査報告書	71

電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主さまに対し交付する書面には記載しておりません。

なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

事業報告：「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況の概要」、
「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」

連結計算書類：「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

計 算 書 類：「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、「NANKAIグループ中期経営計画 2025－2027」における株主還元方針として、「安定配当を基本方針としつつ、連結配当性向を段階的に向上させ、2027年度には30％程度とすることを目標とし、状況に応じて機動的に自己株式取得を行う」ことを定めております。

上記方針を踏まえ、当期の業績と今後の財務戦略等を勘案し、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1 配当財産の種類	金銭
-----------	----

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式 1 株につき金22円50銭 (中間配当金とあわせて年40円配当) 総額 2,549,694,150円
------------------------------	---

3 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月19日
------------------	------------

吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社グループは、大阪・なんばを拠点とし、南大阪・和歌山エリアを中心に、鉄道やバス等の公共交通サービスの提供から、オフィス・住宅の開発、ショッピングセンターの経営まで多彩な事業を展開する「総合生活企業」として、地域の発展を支え、地域とともに成長してまいりました。近年では、将来にわたってステークホルダーの皆さまからの信頼と期待に応え続けていくため、当社グループのありたき姿として“2050年の企業像”を策定し、その実現に向け、鉄道や不動産といった既存コア事業の強化と、鉄道・不動産に続く第3の事業の柱の創造に取り組んでおります。

鉄道事業においては、これまで築き上げてきた安全・安心な輸送サービスを将来にわたりサステナブルに提供し続けていくことを、また、不動産事業においては、当社グループの今後の成長を牽引する原動力としての飛躍的な成長を、それぞれめざしているところでありますが、これらの事業戦略をよりスピード感をもって推進していくためには、鉄道事業の分社化によって、それぞれの事業特性に応じた実行体制を持つ強靱な組織に改革していくことが必要との判断に至ったものであります。

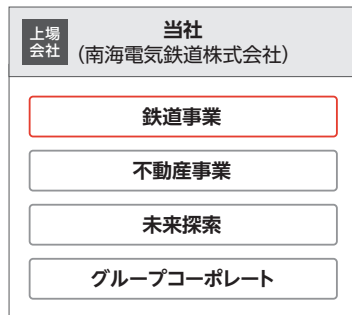
以上の理由により、2026年4月1日付で鉄道事業を分社化するため、当社が鉄道事業（泉北高速鉄道株式会社（以下、「泉北」といいます。）との吸収合併契約に基づく吸収合併（2025年4月1日効力発生）により当社が泉北から承継した鉄道事業を含みます。）に関して有する権利義務を南海電気鉄道分割準備株式会社（以下、「本承継会社」といいます。）に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）について、ご承認をお願いするものであります。

今回の分社化を通じて、鉄道事業は経営の機動性強化と意思決定の迅速化をはかり、働き方改革やテクノロジーの活用を加速させるとともに、サステナブル投資の着実な実行によって、持続的な成長の実現に取り組んでまいります。また、本吸収分割後の当社は、不動産事業の業容拡大・競争力強化と第3の事業の柱の創造に注力するとともに、変化し続ける社会課題の解決を通じて地域の価値向上に資する「まちづくり」にグループの総力を結集して取り組み、ひと・まち・暮らしに‘なんかいいね’があふれる未来の実現に貢献し続けてまいります。

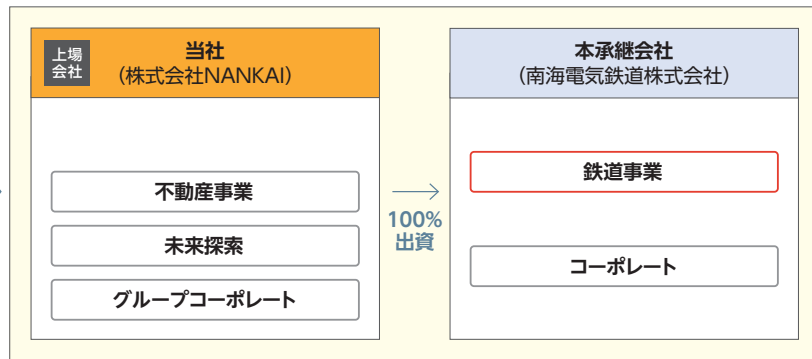
注 本吸収分割の効力発生日である2026年4月1日をもって、当社は「株式会社NANKAI」に、本承継会社は「南海電気鉄道株式会社」にそれぞれ商号を変更する予定であります。

(ご参考) 分社化後の体制

●現在



●分社化後(2026年4月1日予定)



2. 吸収分割契約の内容の概要

本承継会社と締結した吸収分割契約書の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書（写）

南海電気鉄道株式会社（以下「甲」という。）及び南海電気鉄道分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲が鉄道事業（2024年9月30日に甲と泉北高速鉄道株式会社（以下「泉北」という。）との間で締結した吸収合併契約に基づく吸収合併（2025年4月1日効力発生予定）により、甲が泉北から承継する鉄道事業を含む。以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：南海電気鉄道株式会社

（2026年4月1日付で「株式会社NANKAI」に商号変更予定）

住所：大阪市中央区難波五丁目1番60号

(2) 吸収分割承継会社

商号：南海電気鉄道分割準備株式会社

（2026年4月1日付で「南海電気鉄道株式会社」に商号変更予定）

住所：大阪市中央区難波五丁目1番60号

第2条（承継する権利義務）

本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務（以下「本権利義務」という。）は、2026年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務（これらに付随する権利義務を含む。）とする。

2 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第3条（本吸収分割に際して交付する株式に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、本権利義務の対価として乙の株式200株を交付する。

第4条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収分割に際して、増加する乙の資本金及び資本準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金：本吸収分割により増加する資本金の額は、金9千万円とする（増加後の資本金の額は、金1億円）。
- (2) 資本準備金：本吸収分割により増加する資本準備金の額は、金1億円とする（増加後の資本準備金の額は、金1億円）。
- (3) 利益準備金：本吸収分割により利益準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。但し、本吸収分割に係る手続きの進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（競業避止義務）

甲は、本吸収分割後も、乙が承継する本事業に対しての競業避止義務を負わないものとする。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとし、これらの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

第8条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結後、効力発生日までの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに甲及び乙の株主総会における本契約の承認が得られなかったとき、又は関係法令に基づき要求される監督官庁の許認可が得られなかったときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙が記名押印の上、甲が本書を保有し、乙はその写しを保有する。

2025年3月31日

甲 大阪市中央区難波五丁目1番60号
南海電気鉄道株式会社
代表取締役社長 岡嶋 信行

乙 大阪市中央区難波五丁目1番60号
南海電気鉄道分割準備株式会社
取締役社長 大塚 貴裕

別紙

承継権利義務明細表

1 資産

(1) 流動資産

本事業に属する現金及び預金、未収運賃、未収金、未収収益、貯蔵品、前払費用、その他の流動資産など、本事業に関する流動資産の一切（但し、別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）。

(2) 固定資産

本事業に属する固定資産、建設仮勘定、投資その他の固定資産など、本事業に関する固定資産の一切（但し、別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）。

2 負債

(1) 流動負債

本事業に属する未払金、未払費用、預り連絡運賃、預り金、前受運賃、前受金、前受収益、賞与引当金、その他の流動負債など、本事業に関する流動負債の一切（但し、1年以内償還社債並びに別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）。

(2) 固定負債

本事業に属する再評価に係る繰延税金負債、その他の固定負債など、本事業に関する固定負債の一切（但し、社債並びに別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）。

3 労働契約上の権利義務

効力発生日において本事業に従事する甲の従業員の雇用契約に関する契約上の地位及びこれに付随する権利義務は、甲から乙に一切承継されない。但し、甲は、効力発生日において、本事業に主として従事する甲の従業員を甲に在籍させたまま乙に出向させる（但し、甲乙間で協議決定した一部の従業員を除く。）ものとし、その際の出向者の範囲及び出向に関する条件は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

4 その他の権利義務及び契約上の地位

(1) 効力発生日において、本事業に関し甲が締結している一切の契約上の地位及びこれに基づき発生した一切の権利義務（但し、別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）。

(2) 本事業に関する甲の許可、認可、承認、登録及び届出などのうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

(3) 前2号に定めるもののほか、本事業に関し甲に発生した一切の権利義務（但し、別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）。

以 上

3. 会社法施行規則第183条に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めに関する事項

ア、交付する株式の数に関する事項

本吸収分割に際して当社に交付される本承継会社の株式の数については、両社の協議により200株と決定したものでありますが、本承継会社は当社の完全子会社であり、本吸収分割に際して発行される本承継会社の株式はすべて吸収分割会社である当社に交付されることから、任意に定めることができるものと考えられるところであり、相当であると判断しております。

イ、本吸収分割により増加する本承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する本承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本吸収分割後における本承継会社の事業内容及び当社から承継させる権利義務等に照らして、相当であると判断しております。

資 本 金：本吸収分割により増加する資本金の額は、金9千万円とする（増加後の資本金の額は、金1億円）。

資本準備金：本吸収分割により増加する資本準備金の額は、金1億円とする（増加後の資本準備金の額は、金1億円）。

利益準備金：本吸収分割により利益準備金の額は増加しない。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

本承継会社におきましては、確定した事業年度はありません。本承継会社の設立の日（2025年3月3日）における貸借対照表は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	10
現金及び預金	10
資産合計	10

科 目	金 額
純資産の部	
株主資本	10
資本金	10
負債純資産合計	10

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

(4) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

2025年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、泉北を吸収合併消滅会社として吸収合併を行い、当社は、泉北の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。なお、当社は、泉北の発行済株式のすべてを所有していたため、本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付はありません。

【ご参考】株主の皆さまへの影響について

本吸収分割により株主の皆さまの地位に変動はありません。

定款一部変更の件**1. 変更の理由**

(1) 当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」の承認を得て、2026年4月1日をもって、鉄道事業を分社化いたします。鉄道事業の分社を契機に、南海グループ全体が新しいステージに入り、また、鉄道事業分社後の当社が、不動産事業や未来探索を通じてグループ全体の事業成長を牽引していく存在として、新たな一歩を踏み出す意思を込め、現行定款第1条の商号を変更するものであります。

なお、本変更は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること及び当該吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生を条件として、その効力発生日である2026年4月1日に効力が発生するものといたします。

(2) 当社不動産事業における今後の事業展開・拡大を見据え、現行定款第2条の目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第 1 条 本会社は、 <u>南海電気鉄道株式会社</u> と称する。	(商号) 第 1 条 本会社は、 <u>株式会社NANKAI</u> と称する。
(目的) 第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) } } (省 略) (6) } (新 設)	(目的) 第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) } } (現行どおり) (6) } (7) <u>特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理</u>
<u>(7)</u> } } (省 略) <u>(33)</u> } (新 設)	<u>(8)</u> } } (現行どおり) <u>(34)</u> }
	附 則 <u>定款第 1 条の変更は、第108期定時株主総会に付議される「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること及び当該吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、その効力発生日である2026年 4 月 1 日に効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもって、これを削除する。</u>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役は除きます。以下、本議案において同じ。）全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者につきましては、指名委員会（社外取締役を委員長とし、その過半数が社外取締役で構成される取締役会の諮問機関）において審議のうえ、その承認を得ております。

また、監査等委員会からは、本議案について、委員会として陳述すべき意見はないとの報告を受けております。

候補者 番号	氏 名	再任	性別	在任 年数	当社における地位及び担当	所属委員会	取締役会 出席状況
1	あち きた てる ひこ 遠 北 光 彦	再任	男性	12年	代表取締役 会長兼CEO	指名委員会 報酬委員会	12回中12回 出席
2	おか じま のぶ ゆき 岡 嶋 信 行	再任	男性	2年	代表取締役 社長兼COO 内部監査室担当	報酬委員会	12回中12回 出席
3	あし べ なお と 芦 辺 直 人	再任	男性	10年	代表取締役 専務執行役員 公共交通室長	—	12回中12回 出席
4	かじ たに さと し 梶 谷 知 志	再任	男性	8年	取締役 専務執行役員 鉄道事業本部長	—	12回中12回 出席
5	おお つか たか ひろ 大 塚 貴 裕	再任	男性	4年	取締役 常務執行役員 経営戦略室長、CEO補佐、 CFO	—	12回中12回 出席
6	つね かげ ひとし 常 陰 均	社外 再任	独立 男性	6年	取締役	指名委員会 報酬委員会 (委員長)	12回中12回 出席
7	こえ づか み はる 肥 塚 見 春	社外 再任	独立 女性	6年	取締役	指名委員会	12回中12回 出席
8	もち づき あい こ 望 月 愛 子	社外 再任	独立 女性	4年	取締役	報酬委員会	12回中12回 出席
9	ほり なお き 堀 直 樹	社外 再任	独立 男性	1年	取締役	指名委員会 報酬委員会	10回中10回 出席

1

あち きた てる ひこ

遠北 光彦

(1954年 9 月 9 日生)

再任

男性

所有する当社の株式の数

33,212株

うち株式報酬制度に基づく交付予定株式
22,112株

● 略歴、当社における地位及び担当

1978年 4 月 当社入社
 2013年 6 月 当社取締役
 2015年 6 月 当社代表取締役兼CEO、現在に至る
 2015年 6 月 当社取締役社長
 2019年 6 月 当社社長
 2023年 4 月 当社会長、現在に至る

● 候補者とした理由

同氏は、2015年 6 月から当社のCEOとして、当社グループの成長と財務状況の改善に尽力するなど、経営戦略の構想力とこれを実現していくためのリーダーシップ・実行力を備えていることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たし得るものと考え、取締役候補者として選任しております。

当社との間の特別の利害関係
なし

取締役会への出席状況
 (2024年 4 月 1 日から
 2025年 3 月 31 日まで)
 12回中12回出席

2

おか じま のぶ ゆき

岡嶋 信行

(1966年 8 月10日生)

再任

男性

所有する当社の株式の数

14,192株

うち株式報酬制度に基づく交付予定株式
10,292株

● 略歴、当社における地位及び担当

1989年 4 月 当社入社
 2021年 6 月 当社上席執行役員
 2023年 4 月 当社社長兼COO、現在に至る
 2023年 4 月 当社内部監査室担当、現在に至る
 2023年 6 月 当社代表取締役、現在に至る

● 候補者とした理由

同氏は、鉄道事業に関する豊富な知見を有するとともに、2023年 4 月から当社の社長兼COOとして、前中期経営計画を推進し数値目標を達成するなど、リーダーとしての求心力・実行力を備えていることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たし得るものと考え、取締役候補者として選任しております。

当社との間の特別の利害関係
なし

取締役会への出席状況
 (2024年 4 月 1 日から
 2025年 3 月 31 日まで)
 12回中12回出席

3

あし べ なお と
芦 辺 直 人

(1962年 1 月23日生)

再任

男性

所有する当社の株式の数

16,558株

うち株式報酬制度に基づく交付予定株式
11,158株

● 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月 当社入社
 2015年 6 月 当社取締役
 2017年 6 月 当社常務取締役
 2019年 6 月 当社取締役
 2019年 6 月 当社常務執行役員
 2021年 6 月 当社代表取締役、現在に至る
 2021年 6 月 当社専務執行役員、現在に至る
 2025年 4 月 当社公共交通室長、現在に至る

● 候補者とした理由

同氏は、当社グループの事業に関する豊富な知見と経営者としての十分な実績を有しており、グループ経営全体の視点から、引き続き取締役としての職責を適切に果たし得るものと考え、取締役候補者として選任しております。

当社との間の特別の利害関係
なし

取締役会への出席状況
 (2024年 4 月 1 日から
 2025年 3 月31日まで)
 12回中12回出席

4

かじ たに さと し
梶 谷 知 志

(1964年 3 月11日生)

再任

男性

所有する当社の株式の数

16,775株

うち株式報酬制度に基づく交付予定株式
9,875株

● 略歴、当社における地位及び担当

1987年 4 月 当社入社
 2017年 6 月 当社取締役、現在に至る
 2019年 6 月 当社上席執行役員
 2020年 6 月 当社常務執行役員
 2023年 4 月 当社鉄道事業本部長、現在に至る
 2025年 4 月 当社専務執行役員、現在に至る

● 候補者とした理由

同氏は、鉄道線路施設の新設・保守管理に長く従事するとともに、現在は安全統括管理者を務めるなど、鉄道事業における安全・安心の確保に関する豊富な知見を有していることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たし得るものと考え、取締役候補者として選任しております。

当社との間の特別の利害関係
なし

取締役会への出席状況
 (2024年 4 月 1 日から
 2025年 3 月31日まで)
 12回中12回出席

5

おお つか たか ひろ
大塚 貴裕

(1969年 1 月 5 日生)

所有する当社の株式の数

11,208株

うち株式報酬制度に基づく交付予定株式
7,808株

再任

男性



● 略歴、当社における地位及び担当

1992年 4 月 当社入社
2018年 6 月 当社経理部長
2019年 6 月 当社執行役員
2020年 6 月 当社上席執行役員
2021年 6 月 当社取締役、現在に至る
2023年 4 月 当社常務執行役員、現在に至る
2023年 4 月 当社CFO、現在に至る
2025年 4 月 当社経営戦略室長、CEO補佐、現在に至る

● 候補者とした理由

同氏は、経営企画部門に長く従事し、当社グループの財務に関する豊富な知見を有していることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たし得るものと考え、取締役候補者として選任しております。

当社との間の特別の利害関係
なし

取締役会への出席状況
(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月 31 日まで)
12回中12回出席

6

つね かげ
常陰

ひとし

均

(1954年8月6日生)

社外

独立

再任

男性

所有する当社の株式の数

0株

うち株式報酬制度に基づく交付予定株式

—



当社との間の特別の利害関係
なし

取締役会への出席状況
(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)
12回中12回出席

● 略歴、当社における地位及び担当

1977年4月 住友信託銀行株式会社入社
2008年1月 同社取締役社長
2011年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（現三井住友トラストグループ株式会社）取締役会長
2012年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役社長
2017年4月 同社取締役
2017年6月 同社取締役会長（2021年3月退任）
2017年6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（現三井住友トラストグループ株式会社）取締役（2021年6月退任）
2019年6月 当社取締役、現在に至る
2021年4月 三井住友信託銀行株式会社特別顧問、現在に至る

● 重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社 特別顧問
レンゴー株式会社 社外監査役
京王電鉄株式会社 社外取締役

● 候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、信託銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、引き続き当社グループの経営全般に対する的確な助言と監督をいただけるものと考え、社外取締役候補者として選任しております。また、同氏には、指名委員会の委員及び報酬委員会の委員長として、当社経営陣の指名及び報酬についての検討にあたり、その幅広い見識からの関与・助言を期待しております。

7

こえ づか み はる
肥 塚 見 春

(1955年 9 月 2 日生)

社外

独立

再任

女性

所有する当社の株式の数

2,200株

うち株式報酬制度に基づく交付予定株式

—



● 略歴、当社における地位及び担当

1979年 4 月 株式会社高島屋入社
2013年 9 月 同社専務取締役（代表取締役）
2016年 3 月 同社取締役（2016年 5 月退任）
2019年 6 月 当社取締役、現在に至る

● 重要な兼職の状況

積水化学工業株式会社 社外取締役

● 候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、百貨店の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、引き続き当社グループの経営全般に対する的確な助言と監督をいただけるものと考え、社外取締役候補者として選任しております。また、同氏には、指名委員会の委員として、当社経営陣の指名についての検討にあたり、その幅広い見識からの関与・助言を期待しております。

当社との間の特別の利害関係
なし

取締役会への出席状況
(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月 31 日まで)
12回中12回出席

8

もち づき あい こ
望月 愛子

(1979年5月22日生)

社外

独立

再任

女性

所有する当社の株式の数

0株

うち株式報酬制度に基づく交付予定株式

—



当社との間の特別の利害関係
なし

取締役会への出席状況
(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)
12回中12回出席

● 略歴、当社における地位及び担当

2002年4月 中央青山監査法人入所
2005年4月 公認会計士登録
2007年8月 株式会社経営共創基盤（現株式会社IGPIグループ）入社
2016年10月 同社共同経営者（パートナー）、現在に至る
2021年3月 同社取締役CFO、現在に至る
2021年6月 当社取締役、現在に至る
2024年10月 株式会社経営共創基盤取締役CFO マネージングディレクター、現在に至る

● 重要な兼職の状況

株式会社経営共創基盤 取締役CFO マネージングディレクター
株式会社IGPIグループ 取締役CFO 共同経営者（パートナー）
株式会社ユーグレナ 社外取締役監査等委員

● 候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、公認会計士としての専門的知見とコンサルタントとして培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、引き続き当社グループの経営全般に対する的確な助言と監督をいただけるものと考え、社外取締役候補者として選任しております。また、同氏には、報酬委員会の委員として、当社経営陣の報酬についての検討にあたり、その幅広い見識からの関与・助言を期待しております。

9

ほり
堀な お き
直 樹

(1961年1月27日生)

社外

独立

再任

男性

所有する当社の株式の数

0株

うち株式報酬制度に基づく交付予定株式

—



当社との間の特別の利害関係
なし

取締役会への出席状況
(2024年6月21日から
2025年3月31日まで)
10回中10回出席

● 略歴、当社における地位及び担当

1983年 4 月 株式会社三和銀行入行
2010年 6 月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員
2010年 6 月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員
2013年 5 月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員
2016年 5 月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員
2016年 6 月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務取締役
2017年 5 月 同行専務取締役
2017年 6 月 同行取締役専務執行役員
2018年 4 月 株式会社三菱UFJ銀行取締役専務執行役員
2018年 5 月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員専務
2019年 4 月 株式会社三菱UFJ銀行取締役副頭取執行役員
2021年 4 月 同行取締役会長、現在に至る
2021年 4 月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員、
現在に至る
2024年 6 月 当社取締役、現在に至る

● 重要な兼職の状況

株式会社三菱UFJ銀行 取締役会長
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員

● 候補者としての理由及び期待される役割

同氏は、銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、引き続き当社グループの経営全般に対する的確な助言と監督をいただけるものと考え、社外取締役候補者として選任しております。また、同氏には、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当社経営陣の指名及び報酬についての検討にあたり、その幅広い見識からの関与・助言を期待しております。

- 注1. 常陰 均、肥塚見春、望月愛子及び堀 直樹の各氏は、社外取締役候補者であります。また、各氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって、それぞれ6年、6年、4年及び1年であります。
2. 当社は、常陰 均、肥塚見春、望月愛子及び堀 直樹の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりますが、各氏が再選されることを条件に、指定を継続する予定であります。
3. 肥塚見春氏が社外取締役を務める日本郵政株式会社は、同社の子会社である日本郵便株式会社において、郵便局における非公開金融情報等の不適切な利用、同じく同社の子会社である株式会社かんぽ生命保険の保険商品に関する保険業法認可前の勧誘行為が、それぞれ判明したことに対し、2025年3月、総務省から日本郵政株式会社法に基づく報告徴求命令を、金融庁から保険業法及び銀行法に基づく報告徴求命令を、それぞれ受けました。同氏は、上記事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃からグループガバナンスや内部統制の重要性及び法令遵守の視点に立った提言を行うとともに、当該事実の判明後は、再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。
4. 望月愛子氏は、株式会社経営共創基盤の取締役CFO マネージングディレクターであり、当社は、同社との間でコンサルティング業務委託の取引を行っておりますが、直近の事業年度における同社と当社との当該取引金額は、双方から見て連結営業収益の0.001%未満であることから、同氏は、当社に対する独立性を保つための要件を満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれはないと判断しております。
5. 堀 直樹氏が取締役を務める株式会社三菱UFJ銀行は、同行が属するMUFGグループの証券会社等との間の不適切な顧客情報共有、法人関係情報の管理態勢不備及び銀行に認められていない有価証券関連業の実施に関して、2024年6月、金融庁から業務改善命令を受けました。
6. 当社は、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定により、常陰 均、肥塚見春、望月愛子及び堀 直樹の各氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。各氏が再選された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社のすべての役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当該保険契約の満期時には、更新を予定しております。

第5号議案

監査等委員である取締役6名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査等委員である取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役候補者につきましては、指名委員会（社外取締役を委員長とし、その過半数が社外取締役で構成される取締役会の諮問機関）において審議のうえ、その承認を得ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者 番号	氏 名	在任 年数	当社における 地位及び担当	所属委員会	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	うら い けい じ 浦 井 啓 至	再任 男性 5年	取締役監査等委員 (常勤)	—	12回中12回 出席	16回中16回 出席
2	やす だ たか よし 泰 田 崇 義	再任 男性 2年	取締役監査等委員 (常勤)	—	12回中12回 出席	16回中16回 出席
3	くに べ たけし 國 部 毅	社外 独立 再任 男性 5年	取締役監査等委員	指名委員会 (委員長)	12回中11回 出席	16回中15回 出席
4	み き しょう へい 三 木 章 平	社外 独立 再任 男性 4年	取締役監査等委員 (監査等委員会委員長)	報酬委員会	12回中12回 出席	16回中16回 出席
5	た なか たか ひろ 田 中 崇 公	社外 独立 再任 男性 2年	取締役監査等委員	—	12回中12回 出席	16回中16回 出席
6	はやし り え 林 理 恵	社外 独立 新任 女性 —	—	—	—	—

注 上記の在任年数には、監査等委員会設置会社移行前の監査役としての在任年数を含んでおります。

1

浦井 啓至

(1963年7月18日生)

再任

男性

所有する当社の株式の数

5,700株



● 略歴、当社における地位及び担当

1986年 4 月 当社入社
 2018年 6 月 当社計画管理部長兼IT推進部長
 2019年 6 月 当社執行役員
 2019年 6 月 当社リスク管理室長
 2020年 6 月 当社常任監査役（常勤）
 2021年 6 月 当社取締役監査等委員（常勤）、現在に至る

● 候補者とした理由

同氏は、当社グループの事業及び内部監査に関する豊富な知見を有しており、これまで常任監査役（常勤）及び取締役監査等委員（常勤）として、その職責をいずれも適切に果たしてきたことから、引き続き監査等委員である取締役（常勤）としての職責を適切に果たし得るものと考え、監査等委員である取締役候補者として選任しております。

当社との間の特別の利害関係
 なし

取締役会及び監査等委員会
 への出席状況

(2024年4月1日から
 2025年3月31日まで)

取締役会

12回中12回出席

監査等委員会

16回中16回出席

2

やす だ たか よし
泰田 崇義

(1965年2月1日生)

再任

男性

所有する当社の株式の数

1,600株



● 略歴、当社における地位及び担当

1988年4月 日本開発銀行入行
 2013年6月 株式会社日本政策投資銀行管理部長
 2015年6月 当社経営企画部部長（出向受入）
 2020年7月 当社入社
 2022年4月 当社執行役員
 2022年4月 当社内部監査室長
 2023年6月 当社取締役監査等委員（常勤）、現在に至る

● 候補者とした理由

同氏は、銀行における業務経験を有するとともに、当社入社後に内部監査部門の責任者を務めるなど、財務及び内部監査に関する豊富な知見を有していることから、引き続き監査等委員である取締役（常勤）としての職責を適切に果たし得るものと考え、監査等委員である取締役候補者として選任しております。

当社との間の特別の利害関係

なし

取締役会及び監査等委員会
への出席状況

（2024年4月1日から
2025年3月31日まで）

取締役会

12回中12回出席

監査等委員会

16回中16回出席



当社との間の特別の利害関係

なし

取締役会及び監査等委員会
への出席状況

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

取締役会

12回中11回出席

監査等委員会

16回中15回出席

● 略歴、当社における地位及び担当

1976年4月 株式会社住友銀行入行
2003年6月 株式会社三井住友銀行執行役員
2006年10月 同行常務執行役員
2007年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員
2007年6月 同社取締役
2009年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員
2011年4月 同行頭取兼最高執行役員（2017年4月退任）
2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役社長
2017年6月 同社取締役執行役社長
2019年4月 同社取締役会長、現在に至る
2020年6月 当社監査役
2021年6月 当社取締役監査等委員、現在に至る
2021年10月 株式会社三井住友銀行取締役会長（2023年4月退任）

● 重要な兼職の状況

株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長
大正製薬ホールディングス株式会社 社外取締役
株式会社小松製作所 社外取締役

● 候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、引き続き当社における監査・監督の実効性を高めていただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。また、同氏には、指名委員会の委員長として、当社経営陣の指名についての検討にあたり、その幅広い見識からの関与・助言を期待しております。



当社との間の特別の利害関係
なし

取締役会及び監査等委員会
への出席状況

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

取締役会

12回中12回出席

監査等委員会

16回中16回出席

● 略歴、当社における地位及び担当

1982年4月 日本生命保険相互会社入社
2015年3月 同社取締役専務執行役員
2016年3月 同社取締役（2016年7月退任）
2016年4月 三井生命保険株式会社（現大樹生命保険株式会社）
代表取締役副社長執行役員（2018年3月退任）
2018年6月 公益財団法人日本生命済生会理事長、現在に至る
2021年6月 当社取締役監査等委員、現在に至る
2023年6月 当社監査等委員会委員長、現在に至る

● 重要な兼職の状況

公益財団法人日本生命済生会 理事長
相鉄ホールディングス株式会社 社外監査役

● 候補者としての理由及び期待される役割

同氏は、生命保険会社の経営者として培った幅広い見識に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、引き続き当社における監査・監督の実効性を高めていただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。また、同氏には、監査等委員会の委員長として、同委員会の公正性・客観性を確保し、その実効性向上に貢献いただくとともに、報酬委員会の委員として、当社経営陣の報酬についての検討にあたり、その幅広い見識からの関与・助言を期待しております。

5

た なか たか ひろ
田 中 崇 公

(1973年1月17日生)

社外

独立

再任

男性

所有する当社の株式の数

0株



● 略歴、当社における地位及び担当

2000年4月 弁護士登録
 2000年4月 中之島中央法律事務所入所
 2007年1月 同事務所パートナー、現在に至る
 2023年6月 当社取締役監査等委員、現在に至る

● 重要な兼職の状況

弁護士
 エスペック株式会社 社外取締役監査等委員

● 候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、弁護士として培った専門的知見を有するとともに、長年にわたり企業法務に携わってこられた豊富な経験に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、引き続き当社における監査・監督の実効性を高めていただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。また、同氏には、主としてコンプライアンスの視点からの助言・提言を期待しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

当社との間の特別の利害関係

なし

取締役会及び監査等委員会
 への出席状況

(2024年4月1日から
 2025年3月31日まで)

取締役会

12回中12回出席

監査等委員会

16回中16回出席

6

はやし
林りえ
理恵

(1963年6月8日生)

社外

独立

新任

女性

所有する当社の株式の数

0株

当社との間の特別の利害関係
なし

● 略歴、当社における地位及び担当

1986年4月 日本放送協会入局
2017年6月 同協会神戸放送局長
2019年6月 同協会国際放送局長
2020年4月 同協会理事
2022年4月 同協会専務理事（2024年4月退任）

● 候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、日本放送協会ですばらしい見識と同協会の経営に関与された経歴に基づき、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、当社における監査・監督の実効性を高めていただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。また、同氏には、豊富な国際経験を有する立場から、特にダイバーシティの視点からの助言・提言を期待しております。なお、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、日本放送協会の経営に関与された経歴を有しており、かつ、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- 注1. 國部 毅、三木章平、田中崇公及び林 理恵の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。また、國部 毅、三木章平及び田中崇公の各氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数（國部 毅氏は社外監査役としての在任年数を含む。）は、本総会の終結の時をもって、それぞれ5年、4年及び2年であります。
2. 当社は、國部 毅、三木章平及び田中崇公の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりますが、各氏が再選されることを条件に、指定を継続する予定であります。また、林 理恵氏が選任されることを条件に、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 國部 毅氏が取締役を務める株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社の子会社であるSMBC日興証券株式会社は、SMBC日興証券株式会社の元役職員が金融商品取引法第159条第3項（違法な安定操作取引）に違反した事態に関して、2022年10月に金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けました。なお、SMBC日興証券株式会社は、同事態に関して、2023年2月に東京地方裁判所より有罪判決を受け、同判決が確定しております。そのほか、2022年10月、SMBC日興証券株式会社は、同社及び同氏が取締役を務めていた株式会社三井住友銀行の役職員の間で非公開情報を授受した事態に関して、金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受け、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行は、同事態に関して、金融庁より金融商品取引法及び銀行法に基づく報告徴求命令を受けました。
- また、同氏が社外取締役を務める大正製薬ホールディングス株式会社の子会社である大正製薬株式会社が販売する「NMN taisho」（サプリメント）に関するウェブサイトの表示について、景品表示法が定める、いわゆるステルスマーケティング規制に違反するとして、2024年11月、消費者庁から措置命令が出されました。同氏は、上記事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。平素より法令順守の視点に立ち、取締役会等を通じて職務を遂行し、法令に反する業務執行がなされることのないよう努めるとともに、事実の判明後は、再発防止に向けた同社の取組みの内容を確認しております。
4. 当社は、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定により、國部 毅、三木章平及び田中崇公の各氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。各氏が再選された場合、当該契約を継続する予定であります。また、林 理恵氏が選任された場合、同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社のすべての役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当該保険契約の満期時には、更新を予定しております。

【ご参考】

本総会において、第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会（議長：遠北光彦）の構成及び各取締役が保有する専門性と経験（期待する分野も含みます。）は、次のとおりであります。

氏 名	性別	所属委員会	専門性・経験								
			企業経営・ 経営戦略	サステナビリティ 経営	法務・ コンプライアンス・ リスク管理	財務・会計	人材戦略・ マネジメント	IT・ デジタル	鉄道・ モビリティサービス	不動産・ まちづくり	マーケティング
遠北 光彦	男性	指名委員会 報酬委員会	●	●	●						●
岡嶋 信行	男性	報酬委員会	●				●		●		●
芦辺 直人	男性	－	●				●		●		
梶谷 知志	男性	－	●						●		
大塚 貴裕	男性	－	●	●		●					
常陰 均	男性	指名委員会 報酬委員会（委員長）	●	●		●	●				
肥塚 見春	女性	指名委員会	●	●			●				●
望月 愛子	女性	報酬委員会	●			●		●			●
堀 直樹	男性	指名委員会 報酬委員会	●		●	●	●				
浦井 啓至	男性	監査等委員会			●		●				
泰田 崇義	男性	監査等委員会	●		●	●				●	
國部 毅	男性	監査等委員会 指名委員会（委員長）	●	●	●	●					
三木 章平	男性	監査等委員会（委員長） 報酬委員会	●		●	●					●
田中 崇公	男性	監査等委員会			●	●					
林 理恵	女性	監査等委員会		●	●						●

注 上記一覧表は、各取締役が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定及び継続の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）に対する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて取締役に交付されるというものであり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2021年6月25日開催の第104期定時株主総会において、本制度の導入（継続）についてご承認いただき、運用してまいりました。

本議案は、本制度に基づき取締役に付与するポイント数を当社業績に連動させることにより本制度を業績連動型に変更するとともに、当社株式の取得資金として当社が信託に拠出する金額の上限（2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）中に合計金1億80百万円）、及び取締役に付与するポイント総数の上限（対象期間における職務執行の対価として合計72,000ポイント）を変更したうえで、本制度を継続することについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の詳細につきましては、下記2の範囲内で取締役会にご一任願いたいと存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に導入したものであり、本制度に新たに業績連動要素を追加することは、取締役により一層の業績目標の達成と企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを付与することになるものと考えており、また、当社は2025年3月31日開催の取締役会において、本議案の承認可決を条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要を「議案・事業報告等(交付書面)59頁～61頁」に記載のとおり改定することを決議しているところ、本議案の内容は、一部改定後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであり、相当であると判断しております。なお、本議案につきまして、監査等委員会からは、委員会として陳述すべき意見はないとの報告を受けております。

本議案は、2021年6月25日開催の第104期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（ここでは監査等委員である取締役を除き、社外取締役を含みます。）の報酬の限度額（年額5億14百万円以内（うち社外取締役50百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。））とは別枠で、対象期間に在任する取締役に対して支給するものとしたします。

なお、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案とおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定した信託（設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて取締役に対して交付されるという株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当社の取締役の地位から退任した時であります。

ア、 本制度の対象者	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）
イ、 対象期間	2026年3月末日に終了する事業年度から2028年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度
ウ、 イの対象期間において、アの対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金 1 億80百万円
エ、 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法
オ、 アの対象者に付与されるポイント総数の上限	イの対象期間における職務執行の対価として合計 72,000ポイント
カ、 ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
キ、 アの対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、本制度により取締役に対し株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、対象期間中に、合計金 1 億 80百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加拠出することといたします。本信託は、当社が追加信託した金銭を原資（当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得いたします。

注：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、あわせて信託します。また、当社の委任型執行役員（当社と委任契約を締結している執行役員をいい、取締役兼務者及び国外居住者を除きます。）に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、対象期間終了以降も、当社取締役会の決定により、新たな対象期間を設定する（5事業年度以内の期間といたします。なお、当該新たな対象期間を以下、「新対象期間」といいます。）とともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下、同じとします。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、新対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、新対象期間の事業年度数に金60百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続いたします。

また、上記のように新対象期間を設定せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

ア、取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与いたします。

但し、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、対象期間における職務執行の対価として合計72,000ポイントを上限といたします（対象期間終了後、新対象期間を設定した場合には、1年あたり24,000ポイントに新対象期間の事業年度数を乗じたポイント数を上限といたします。）。

イ、付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記アで付与されたポイント（なお、一部改定前の本制度に基づき付与されたポイントを含みます。）の数に応じて、下記ウの手續に従い、当社株式の交付を受けます。但し、取締役が任期途中で退任した場合（病気等やむを得ない事由と当社が認めた場合を除きます。）等には、それまでに付与されたポイントの全部又は一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものといたします。

なお、1 ポイントは当社株式1 株といたします。但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1 ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものといたします。

ウ、取締役に対する当社株式の交付

取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記イの当社株式（なお、一部改定前の本制度に基づき付与されたポイント見合いの当社株式を含みます。）の交付を受けます。

但し、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、雇用、所得環境の改善がはかられるなど、景気は緩やかな回復基調が続いたものの、資源・原材料価格の高騰や人手不足による影響に加え、期末にかけて米国の通商政策の動向による影響の懸念が強まるなど、先行きは依然として不透明な状況のまま推移いたしました。

このような経済情勢の下におきまして、当社グループでは、最終年度を迎えた中期経営計画「共創140計画」に基づき、引き続き各種施策への取組みを進めてまいりました。

この結果、当期におきましては、不動産業における物件販売収入の反動減があったものの、運輸業における輸送人員の増加や2023年10月1日に実施した鉄道線の運賃改定効果等により、営業収益は2,607億87百万円（前期比7.9%増）となり、営業利益は346億55百万円（前期比12.4%増）、経常利益は355億72百万円（前期比21.4%増）となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に計上のあった固定資産売却益の反動減等により、224億96百万円（前期比6.0%減）となりました。

以下、各事業（セグメント）につきまして、事業の概況をご報告申し上げます。

連結業績

営業収益	2,607億87百万円 (前期比 7.9%増)	営業利益	346億55百万円 (前期比 12.4%増)
経常利益	355億72百万円 (前期比 21.4%増)	親会社株主に 帰属する 当期純利益	224億96百万円 (前期比 6.0%減)



運輸業

鉄道事業におきましては、営業面では、昨年12月に南海線においてダイヤ改正を実施し、空港アクセスの速達性・利便性向上と8両編成列車の増便による車内の混雑緩和をはかりました。また、インバウンド旅客向けの二次元コード付デジタル乗車券の発売や、クレジットカードによるタッチ決済利用駅の拡大に取り組みましたほか、車いすをご利用のお客さま等のスムーズな列車乗降介助をはかるため、事前にウェブサイトでお申込みいただく「南海・泉北サポートほっとネット」の運用を開始するなど、旅客の利便性向上と旅客サービスのデジタル化を進めました。このほか、新たな需要喚起施策として、空港特急「ラピート」の運行開始30周年及び観光列車「天空」の運行開始15周年をそれぞれ記念した各種イベントを実施いたしましたほか、「大阪・関西万博ラッピングラピート」を運行し、本年4月から開催の大阪・関西万博の機運醸成による移動需要の喚起に努めました。施設・車両面では、かねて工事を進めてまいりました南海本線・高師浜線連続立体交差事業における鉄道高架化工事が完成し、昨年4月から高師浜線において鉄道運行を再開いたしましたほか、難波駅2階中央改札口の改札内コンコースにおいて、リニューアル工事を推進いたしました。また、南海線及び高野線において8300系新造車両12両を投入いたしましたほか、本年3月から開始した、泉佐野駅・和歌山市駅間における一部ワンマン運転に対応するため、運転士が車両側面付近を確認できる「車両側面カメラ」をワンマン運転対応車両に設置いたしました。

なお、本年4月1日、当社は泉北高速鉄道株式会社と合併し、泉北高速鉄道線は「泉北線」として営業を開始するとともに、初乗り運賃の二度払いを解消し、南海線及び高野線と泉北線の相互間で利用する際の運賃値下げを実施いたしました。

バス事業におきましては、当社難波駅、堺駅及び堺東駅と大阪・関西万博会場を結ぶシャトルバスの運行を決定し、予約の受付を開始いたしました。また、当社グループの事業拡充をはかるとともに、和歌山エリアを対象としたツーリズム関連事業の展開をより一層強化、加速させるため、昨年10月1日付で、南紀エリアにおいてバス事業を展開する明光バス株式会社を子会社化いたしました。

このほか、和歌山市及び和歌山バス株式会社等の協力のもと、本年3月から和歌山市雑賀崎・田野エリアで地域住民の移動課題解決及び路線バスの利便性向上を目的に、乗車定員3～4人のグリーンスローモビリティ（通称グリスロ）（※）の実証実験を実施しております。

以上のような諸施策を進めました結果、運輸業の営業収益は1,127億38百万円（前期比10.7%増）となり、営業利益は132億61百万円（前期比63.2%増）となりました。

（※）時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス

営業収益

1,127億38百万円
(前期比 10.7%増)

営業利益

132億61百万円
(前期比 63.2%増)



大阪・関西万博
ラッピングラピート



グリスロ乗用カート



不動産業

不動産賃貸事業におきましては、「グレーターなんばビジョン」の実現に向け、難波千日前のなんさん通り沿いにおいて建設を進めてまいりましたオフィスビル「ANAスカイコネクトなんば」を本年2月に竣工いたしました。また、南海堺東ビルにおいて、来年1月に核テナントが閉店することに伴い、新たな商業施設「HiViE（ヒビエ）堺東」へのリニューアル計画に着手いたしましたほか、昨年6月、トラックターミナルと配送センターの複合的な物流施設となる「（仮称）北大阪トラックターミナルⅡ期棟」の建設工事に着手いたしました。

駅を拠点としたまちづくりにおきましては、なんばエリアでは、歩行者空間の拡大により、まちの回遊性向上をはかることを目的として、大阪市及び地域関係者と協働で進めてまいりました「なんば駅周辺における空間再編推進事業」を本年3月に完了させました。一方、泉北エリアにおいては、当社も参画する「SENBOKUスマートシティコンソーシアム」の活動として、昨年、一昨年に続き、AIオンデマンドバスの実証実験を運行エリアと停留所を拡大のうえ実施し、泉北ニュータウン地域における住民の移動課題の解決と利便性向上に向けた施策の検討を進めました。

不動産事業の深化・拡大に向けまして、大阪市北区大淀中において開発用地を取得するとともに、高師浜駅や住ノ江駅周辺の社有地を活用した賃貸マンション開発を推進いたしました。また、回転型ビジネス強化をはかるため、収益用不動産への投資を加速させました。

このほか、当社所有地に設置の太陽光発電所から自己託送した電力を活用するなど、なんばパークス及びなんばスカイオの全使用電力を再生可能エネルギーに切り替えることにより、保有施設の付加価値向上と持続可能な社会の実現に向けた取組みを進めました。

不動産販売業におきましては、当社グループの分譲マンションブランド「ヴェリテ」シリーズを大阪府下ほかで展開し、その販売に注力した結果、大阪府大阪狭山市の「ヴェリテ金剛ルネクロスサイト」の第1期及び第2期分譲分は、好評のうちに完売となりました。

以上のような諸施策を進めましたが、不動産販売業における物件販売収入の反動減により、不動産業の営業収益は490億87百万円（前期比7.6%減）となり、営業利益は123億65百万円（前期比16.0%減）となりました。

営業収益

490億87百万円
（前期比 7.6%減）

営業利益

123億65百万円
（前期比 16.0%減）



ANA
スカイコネクトなんば



AIオンデマンドバス



流通業

ショッピングセンターの経営におきましては、なんばパークスにおいて、開業以来最大規模となる屋上公園「パークスガーデン」のリニューアル工事を実施し、新たな植栽エリアや滞在空間を設けるとともに、屋上公園全体に照明による演出を施すことで、なんばの夜の新たなランドマークとしての魅力創出に取り組みました。また、昨年4月、展示・多目的ホール機能を有したイベントホール「なんばパークスミュージアム」を開業し、漫画・アニメ・ゲーム等のサブカルチャーやラジオ番組、絵本に関する展覧会など、バラエティに富んだイベントを開催いたしましたほか、5月には、インバウンドのお客さまに「相撲」を観て、体験して、お楽しみいただけるショーホール「THE SUMO HALL 日楽座 OSAKA (ザ・スモウホール ヒラクザ オオサカ)」を誘致するなど、多様なエンターテインメントの発信を通じたなんばエリアの価値向上に取り組みました。

駅ビジネス事業におきましては、スイーツを中心としたテイクアウト商品を週替わりで提供する専門店「plus on (プラスオン)」の展開を進め、本年2月、大阪市北区に当社沿線外では初となる「plus on (プラスオン) ドーチカ店」を出店いたしました。

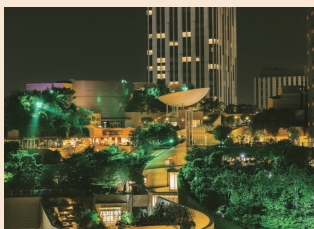
以上のような諸施策を進めました結果、流通業の営業収益は288億79百万円（前期比7.9%増）となり、営業利益は36億57百万円（前期比37.4%増）となりました。

営業収益

288億79百万円
(前期比 7.9%増)

営業利益

36億57百万円
(前期比 37.4%増)



夜のパークスガーデン



plus on (プラスオン)
ドーチカ店



レジャー・サービス業

旅行業におきましては、海外留学等の教育旅行の新規受注をはじめ、増加する海外からの訪日旅行の取込みに向けた営業活動を強化するとともに、出張手配管理システムの外販に注力いたしました。

また、豊富な観光資源を有する和歌山エリアにおいて、関係者と連携・共創しながら、滞在・周遊型ツーリズムの促進をめざす「和歌山エリア戦略（ラウンドトリップわかやま）」に基づき、昨年7月、和歌山県及び株式会社紀陽銀行との間で包括連携協定を締結いたしました。

ビル管理メンテナンス業におきましては、既存物件において提供するサービスの品質向上に注力するとともに、ホテルや物流施設等の新規管理物件の受託と設備工事の受注に努めました。

eスポーツ事業におきましては、昨年8月、なんばパークスにおいて、当社グループにおけるeスポーツ施設の本店機能を担う「eスタジアムなんば本店」をオープンし、eスポーツを通じた地域課題の解決や、デジタル領域での必要な知識を学ぶ機会の提供に取り組みました。なお、同店は、義務教育課程において学校以外の場所でも出席認定が得られる制度の対象施設に、eスポーツ施設として全国で初めて指定されました。

そのほか、南海ゴルフマネジメント株式会社が経営する大阪ゴルフクラブは、昨年4月、静岡県伊東市にある「川奈ホテルゴルフコース」と提携し、新たな来場者の開拓に努めました。

また、当社は「グレーターなんばビジョン」に基づくエリアマネジメントとして、なんば広場の整備や通天閣の玄関口となる新今宮駅周辺の賑わい創出など、さまざまな施策を実行してまいりましたが、さらなる加速を目的として、昨年12月、通天閣観光株式会社を新たに当社グループに加えました。これにより、同社とのシナジーを最大化させ、当社グループ全体としての企業価値を向上させてまいります。

以上のような諸施策を進めました結果、レジャー・サービス業の営業収益は455億45百万円（前期比5.7%増）となりましたが、売上原価や人件費等の増加により、営業利益は33億44百万円（前期比1.7%減）となりました。

営業収益

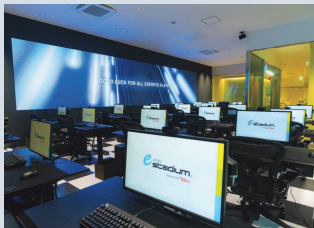
455億 45百万円

（前期比 5.7%増）

営業利益

33億 44百万円

（前期比 1.7%減）



eスタジアムなんば本店



通天閣



建設業

建設業におきましては、大阪IR関連工事等の民間非住宅工事のほか、大阪府下における配水管布設工事等の公共工事の受注活動に注力いたしました。

建設業の営業収益は、大阪・関西万博関連工事等の完成工事高の増加等により、540億30百万円（前期比20.6%増）となり、営業利益は24億59百万円（前期比37.1%増）となりました。

営業収益

540億 30百万円
(前期比 20.6%増)

営業利益

24億 59百万円
(前期比 37.1%増)



その他の事業

その他の事業におきましては、営業収益は36億94百万円（前期比9.7%減）となり、営業利益は88百万円（前期比50.5%減）となりました。

営業収益

36億 94百万円
(前期比 9.7%減)

営業利益

88百万円
(前期比 50.5%減)

(2) 対処すべき課題

当社グループでは、「沿線への誇りを礎に、関西にダイバーシティ^(※)を築く事業家集団」という“2050年の企業像”の実現に向け、前中期経営計画「共創140計画（2022年度～2024年度）」において、コロナ禍を経ての「再構築」と「成長への基礎構築」に取り組み、収益拡大や未来探索等の投資に推進力を欠くなどの課題は残したものの、数値目標を超過達成するなど、一定の成果を得ることができました。このような状況を踏まえ、続く2025年度～2027年度の3年間を対象に、当社グループが将来にわたって社会的使命を果たし続けるため、従来の在り方から脱却し、新たな南海グループに生まれ変わりをはかることをめざし、「NANKAIグループ中期経営計画 2025－2027」を策定いたしました。

本計画においては、人口減少が顕著に進む事業エリアの厳しい将来を見据え、コロナ禍で傷んだ財務状況が改善した今だからこそ、積極的な攻めの一手を打つべき時期と捉え、不動産事業と公共交通事業の両事業に対して、集中的な投資を実行してまいります。成長のエンジンである不動産事業においては、「大家業から総合不動産事業への脱却」に全力を傾注して取り組み、飛躍的な不動産事業の拡大をめざすとともに、公共交通事業においては、これまで培ってきた安全・安心を大前提としながら、現状の延長線上では事業の将来的な存続が困難であるとの危機感の下、将来の人財不足対応を見据え、事業運営の高度化と最適化を進めてまいります。

また、本計画期間中の2026年4月1日には、鉄道事業を分社して新たな経営体制に移行することにより、持続的な企業価値向上に向けた強力な戦略実行体制の構築と事業特性に応じた運営体制の最適化を進めてまいります。なお、当社の現在の商号である「南海電気鉄道株式会社」は、鉄道事業を引き継ぐ新会社が承継し、分社後の当社は「株式会社NANKAI」に商号変更を行う予定であります。

また、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、ROE（自己資本利益率）とPER（株価収益率）双方の改善に資する施策を進めるとともに、事業ポートフォリオマネジメントとして、ROIC（投下資本利益率）を活用した各事業評価に基づく定期的なモニタリングと対応を実施することで、成長性・収益性の高い事業へのシフトと最適なリソース配分を実現し、大きな成長を志向してまいります。さらに、当社グループの掲げる「サステナブル経営」の実践として、7つのマテリアリティごとに定める取組み指針に基づき、CO₂排出量の削減や安全の徹底等の取組みを積極的に推進すべく、それぞれのKPIを設定し、その進捗を適時適切に把握・開示してまいります。

いずれの施策もさまざまな変化や挑戦を伴うものでありますが、企業価値創造の源泉である「人」への投資を加速しながら、役職員一丸となって「行動」を起こすことで、変革・成長し続ける企業グループへと進化してまいりたいと存じます。

(※)「多様性」に代表される“Diversity”と、「多様性あふれる街」を意味する“Diverse City”＝“DiverCity”（造語）の2つの想いを表現している

「NANKAIグループ中期経営計画 2025－2027」の骨子

【基本方針】

社会的使命を今後も果たし続けるため、利益を維持しながら、企業価値の大きな向上に向けた、コア事業（不動産事業、公共交通事業）の強化（集中投資）を最優先

【重点戦略（最優先事項）】

- ・飛躍的な不動産事業の拡大

M&A等のインオーガニックな手法を選択肢に加え、飛躍的な成長を実現

大家業から総合不動産事業への脱却をはかる

- ・未来を拓く公共交通事業への変革

現状の延長線上では、事業の将来的な存続が困難であるという危機感の下、未来のために必要な投資を集中的に実行し、事業の存続と成長に挑戦

【基盤戦略】

- ・新事業のスケールアップ実現と未来探索の継続

- ・「選ばれ続ける沿線づくり」の具現化

- ・コーポレート戦略（※１）と事業戦略との連動強化

（※１）人財戦略：人的資本経営の加速

DX戦略：デジタル顧客接点の拡充

財務戦略：資本構成の最適化と投資資金の確保

【株主還元方針】

安定配当を基本方針としつつ、連結配当性向を段階的に向上させ、2027年度には30％程度とすることを目標とし、状況に応じて機動的に自己株式取得を行う

【投資計画】

総額3,600億円の投資を短期集中で実行

収益拡大投資（未来探索含む）：最大2,100億円 安全・更新投資：最大1,500億円

【数値目標】

目標指標	2027年度目標	将来的にめざす水準
営業利益	360億円以上	460億円以上 (2035年度までの早期に)
純有利子負債残高/ EBITDA（※２）倍率	７倍台	６倍台
ROE	７％程度	８％以上

（※２）営業利益＋減価償却費＋のれん償却費

(3) 資金調達の状況

設備資金等に充当するため、株式会社日本政策投資銀行からの60億円をはじめ所要の借入を行うとともに、当社におきまして、借入金返済資金に充当するため、2024年5月29日に第52回無担保社債100億円を発行いたしました。

なお、当期末の借入金及び社債の残高は4,329億50百万円となり、前期末に比し19億70百万円の増加となりました。

(4) 設備投資等の状況

- ① 当期中に完成した主な工事等は、次のとおりであります。

運輸業

南海本線浜寺公園駅・北助松駅間及び高師浜線羽衣駅・伽羅橋駅間（高石市内）連続立体交差化工事（高師浜線）

泉北高速鉄道線和泉中央駅可動式ホーム柵設置工事

鉄道車両新造工事（12両）

バス車両新造工事（79両）

不動産業

大阪府中央区難波千日前 オフィスビル「ANAスカイコネクトなんば」建設工事

大阪府中央区難波四丁目所在の土地建物取得

② 当期末現在施行中の主な工事等は、次のとおりであります。

運輸業

南海本線石津川駅・羽衣駅間（堺市内）連続立体交差化工事

南海本線浜寺公園駅・北助松駅間及び高師浜線羽衣駅・伽羅橋駅間（高石市内）連続立体交差化工事

鉄道車両新造工事（12両）

鉄道車両改造（観光列車仕様への変更）工事（4両）

不動産業

大阪市北区大淀中 賃貸住宅建設工事

（仮称）北大阪トラックターミナルⅡ期棟建設工事

泉ヶ丘駅前活性化計画 駅前商業施設一部建替工事

注「泉ヶ丘駅前活性化計画 駅前商業施設一部建替工事」については、新規建物建設の着工を一時的に延期し、事業計画の見直しを進めております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第105期 (2021年度)	第106期 (2022年度)	第107期 (2023年度)	第108期 (2024年度) (当期)
営業収益 (百万円)	201,793	221,280	241,594	260,787
経常利益 (百万円)	9,931	18,965	29,312	35,572
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,021	14,623	23,926	22,496
1株当たり当期純利益 (円)	35.51	129.13	211.31	198.69
総資産 (百万円)	920,976	935,113	950,650	976,877
純資産 (百万円)	260,716	274,586	307,102	328,225

注 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を除いて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	持株比率	主要な事業内容
泉北高速鉄道株式会社	4,000百万円	100.00%	鉄道事業、不動産賃貸業
南海バス株式会社	100百万円	100.00%	バス事業
関西空港交通株式会社	96百万円	— (100.00%)	バス事業
徳島バス株式会社	144百万円	52.92%	バス事業
南海フェリー株式会社	100百万円	100.00%	海運業
南海車両工業株式会社	80百万円	100.00%	車両整備業
南海不動産株式会社	100百万円	100.00%	不動産販売業
南海商事株式会社	70百万円	100.00%	駅ビジネス事業
株式会社南海国際旅行	100百万円	99.44%	旅行業
住之江興業株式会社	400百万円	63.18%	ボートレース施設賃貸業
南海ビルサービス株式会社	100百万円	90.09% (100.00%)	ビル管理メンテナンス業
南海辰村建設株式会社	2,000百万円	57.69% (62.14%)	建設業

注1. () 内数字は、当社の子会社の持株数を含めた持株比率であります。

2. 2025年4月1日、当社は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併の方式により、泉北高速鉄道株式会社を吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容、営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

当社グループは、運輸業をはじめ、不動産業、流通業、レジャー・サービス業、建設業及びその他の事業を営んでおります。

なお、主要な営業所等は、次のとおりであります。

会 社 名	事業内容	主要な営業所、路線、施設等
当 社 (本社：大阪市)	鉄道事業	営業キロ程 154.7km (大阪府、和歌山県) 駅 数 100駅 車 両 数 700両
	不動産賃貸業	南海ビル、なんばスカイオ、パークスタワー、 スイスホテル南海大阪、南海堺東ビル、 南海堺駅ビル (以上大阪府)、 キーノ和歌山 (和歌山県)
	不動産販売業	南海橋本林間田園都市 (和歌山県)、南海美加の台、 南海くまとり・つばさが丘 (以上大阪府)
	ショッピング センターの経営	なんばCITY、なんばパークスShops&Diners (以上大阪府)
泉北高速鉄道株式会社 (本社：大阪府和泉市)	鉄道事業	営業キロ程 14.3km (大阪府) 駅 数 6 駅 車 両 数 120両
	不動産賃貸業	東大阪流通センター、北大阪流通センター (以上大阪府)
南海バス株式会社 (本社：大阪府堺市)	バス事業	営業所等 堺営業所 (大阪府) 他 6 か所 路 線 一般乗合バス100路線、高速バス 5 路線、 空港リムジンバス 6 路線 車 両 数 462両
関西空港交通株式会社 (本社：大阪府泉佐野市)	バス事業	営 業 所 りんくう営業所 (大阪府) 路 線 空港リムジンバス24路線 車 両 数 96両

会 社 名	事業内容	主要な営業所、路線、施設等
徳島バス株式会社 (本社：徳島市)	バス事業	営 業 所 徳島営業所（徳島県）他 6 か所 路 線 一般乗合バス52路線、高速バス10路線 車 両 数 239両
南海フェリー株式会社 (本社：和歌山市)	海運業	営 業 所 和歌山営業所（和歌山県）他 1 か所 営業航路 和歌山港－徳島港 船 舶 数 2 隻
南海車両工業株式会社 (本社：大阪府堺市)	車両整備業	千代田工場（大阪府）他 2 か所
南海不動産株式会社 (本社：大阪市)	不動産販売業	つばさが丘販売センター（大阪府）
南海商事株式会社 (本社：大阪市)	駅ビジネス事業	駅売店（和歌山県内 1 店舗） ショップ南海（大阪府内25か所） N.KLASS（大阪府内 4 か所） ekimo天王寺・なんば・梅田（以上大阪府）
株式会社南海国際旅行 (本社：大阪市)	旅行業	東京支店（東京都）他 4 か所
住之江興業株式会社 (本社：大阪市)	ボートレース 施設賃貸業	ボートレース住之江（大阪府）
南海ビルサービス株式会社 (本社：大阪市)	ビル管理 メンテナンス業	東京支店（東京都）他11か所
南海辰村建設株式会社 (本社：大阪市)	建設業	東京支店（東京都）

- 注 1．泉北高速鉄道株式会社の鉄道事業の駅数には、当社との共同使用駅である中百舌鳥駅が含まれております。
- 2．2025年 4 月 1 日、当社は泉北高速鉄道株式会社と合併いたしました。これに伴い、当社鉄道事業の営業キロ程は169.0km、駅数は105駅、車両数は820両となりました。

(8) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減
9,247名	328名増

(9) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	64,669百万円
株式会社三菱UFJ銀行	22,597百万円
三井住友信託銀行株式会社	21,945百万円
株式会社三井住友銀行	20,272百万円

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 320,000,000株
- ② 発行済株式の総数 113,402,446株（自己株式82,706株を含む。）
- ③ 株 主 数 59,287名（前期末比7,083名増）
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,862千株	8.70%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,952千株	5.25%
日本生命保険相互会社	2,484千株	2.19%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,531千株	1.35%
三井住友信託銀行株式会社	1,516千株	1.34%
株式会社三菱UFJ銀行	1,473千株	1.30%
株式会社三井住友銀行	1,429千株	1.26%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,408千株	1.24%
株式会社池田泉州銀行	1,289千株	1.14%
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	1,258千株	1.11%

注 持株比率は、自己株式（82,706株）を除いて計算しております。なお、自己株式には、役員向け株式報酬として株式交付信託が所有する当社株式（92,600株）は含まれておりません。

- ⑤ 当期中に職務執行の対価として交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役（2025年3月31日現在）

地 位		氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	会長兼CEO	遠 北 光 彦	
代表取締役	社長兼COO	岡 嶋 信 行	内部監査室担当
代表取締役	専務執行役員	芦 辺 直 人	公共交通グループ長
取 締 役	常務執行役員	梶 谷 知 志	鉄道事業本部長
取 締 役	常務執行役員	大 塚 貴 裕	経営戦略グループ長、経営戦略部長、CFO、 ガバナンス改革推進プロジェクト担当
取 締 役		常 陰 均	三井住友信託銀行株式会社 特別顧問 レンゴー株式会社 社外監査役 京王電鉄株式会社 社外取締役
取 締 役		肥 塚 見 春	積水化学工業株式会社 社外取締役 日本郵政株式会社 社外取締役
取 締 役		望 月 愛 子	株式会社経営共創基盤 取締役CFO マネージングディレクター 株式会社IGPIグループ 取締役CFO 共同経営者（パートナー） 株式会社ユーグレナ 社外取締役監査等委員
取 締 役		堀 直 樹	株式会社三菱UFJ銀行 取締役会長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員
取 締 役 (監査等委員)		浦 井 啓 至	(常勤)
取 締 役 (監査等委員)		泰 田 崇 義	(常勤)

地	位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員)		國 部 毅	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 大正製薬ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社小松製作所 社外取締役
取締役 (監査等委員)	監査等委員会 委員長	三 木 章 平	公益財団法人日本生命済生会 理事長 相鉄ホールディングス株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)		井 越 登茂子	
取締役 (監査等委員)		田 中 崇 公	弁護士 神鋼鋼線工業株式会社 社外取締役 エスパック株式会社 社外取締役監査等委員

- 注1. 取締役 常陰 均、同 肥塚見春、同 望月愛子及び同 堀 直樹並びに監査等委員である取締役 國部 毅、同 三木章平、同 井越登茂子及び同 田中崇公は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 常陰 均、同 肥塚見春、同 望月愛子及び同 堀 直樹並びに監査等委員である取締役 國部 毅、同 三木章平、同 井越登茂子及び同 田中崇公を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 重要な社内会議への出席や、子会社を含む往査及び業務執行の状況報告の受領等により情報収集を行うことを通じて、監査の実効性を高めるため、監査等委員である取締役 浦井啓至及び同 泰田崇義を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 2024年6月21日、取締役 園 潔は、任期満了により退任いたしました。
5. 同日、堀 直樹は、新たに取締役に就任いたしました。
6. 取締役 望月愛子は、2024年10月1日、株式会社IGPIグループ（旧商号：株式会社経営共創基盤）からコンサルティング・マイノリティ投資事業を吸収分割により承継して新たに発足した株式会社経営共創基盤の取締役CFO マネージングディレクターに就任いたしました。
7. 取締役 堀 直樹は、2024年6月26日、三菱UFJニコス株式会社の取締役を退任いたしました。

8. 当社は、指名プロセス及び報酬決定プロセスの公正性・客観性・透明性を確保するため、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。2025年3月31日現在の各委員会の構成は、次のとおりであります。
(*は社外取締役)

委 員 会		氏 名	
指名委員会	委 員 長	國 部	毅*
	委 員	常 陰	均*
	委 員	肥 塚	見 春*
	委 員	堀	直 樹*
	委 員	遠 北	光 彦
報酬委員会	委 員 長	常 陰	均*
	委 員	望 月	愛 子*
	委 員	堀	直 樹*
	委 員	三 木	章 平*
	委 員	遠 北	光 彦
	委 員	岡 嶋	信 行

9. 当社は、執行役員制度を導入しております。2025年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。
(*は取締役兼務者)

地 位	氏 名	担当及び役職
社長兼COO	岡 嶋 信 行*	内部監査室担当
専務執行役員	芦 辺 直 人*	公共交通グループ長
常務執行役員	梶 谷 知 志*	鉄道事業本部長
常務執行役員	大 塚 貴 裕*	経営戦略グループ長、経営戦略部長、CFO、ガバナンス改革推進プロジェクト担当
常務執行役員	二 栢 義 典	まちづくりグループ長
常務執行役員	西 川 孝 彦	総務人事グループ長、CAO
常務執行役員	松 本 保 幸	事業戦略グループ長、CSO
上席執行役員	鈴 木 一 明	公共交通事業本部長 兼 南海バス株式会社 取締役社長
上席執行役員	加 賀 至	鉄道事業本部副本部長
上席執行役員	斉 藤 裕 典	CEO補佐、総務本部長、秘書部長
執行役員	岡 本 圭 祐	リスク管理室長
執行役員	門 倉 孝 昌	まちづくりグループ 経営企画部長
執行役員	坂 本 里 子	サステナビリティ推進部長
執行役員	西 原 啓 介	不動産事業本部長
執行役員	塩 谷 雅 則	内部監査室長
執行役員	中 尾 敏 康	DX推進本部長
執行役員	桐 山 朋 子	まち共創本部長
執行役員	藤 本 兼 三	まちづくりグループ 開発部長
執行役員	藤 原 隆	HR本部長、人事部長
執行役員	上 田 貴 司	ツーリズム戦略部長

2024年9月1日、上田貴司は、新たに執行役員に就任いたしました。

2025年4月1日現在の執行役員は、次のとおりであります。

(*は取締役兼務者)

地 位	氏 名	担当及び役職
社長兼COO	岡 嶋 信 行*	内部監査室担当
専務執行役員	芦 辺 直 人*	公共交通室長
専務執行役員	梶 谷 知 志*	鉄道事業本部長
常務執行役員	大 塚 貴 裕*	経営戦略室長、CEO補佐、CFO
常務執行役員	二 栢 義 典	まちづくり推進室長
上席執行役員	松 本 保 幸	社長直轄プロジェクト担当、CEO補佐
上席執行役員	加 賀 至	鉄道事業本部副本部長
上席執行役員	斉 藤 裕 典	CEO補佐、総務人事室副室長、秘書部長
上席執行役員	西 原 啓 介	不動産事業本部長
上席執行役員	中 尾 敏 康	デジタル変革室長、CIO
上席執行役員	藤 原 隆	総務人事室長、CAO
執行役員	岡 本 圭 祐	リスク管理室長
執行役員	坂 本 里 子	経営戦略室副室長、サステナビリティ推進部長、 経営戦略部長
執行役員	塩 谷 雅 則	内部監査室長
執行役員	桐 山 朋 子	まちづくり推進室副室長、共創事業部長
執行役員	藤 本 兼 三	開発部長、泉北事業部長
執行役員	上 田 貴 司	社長直轄プロジェクト部長（ツーリズム戦略担当）
執行役員	宮 田 光 爾	物流事業部長
執行役員	池 田 守	不動産営業部長
執行役員	今 中 雄 一	安全推進部長

2025年3月31日をもって、常務執行役員 西川孝彦、上席執行役員 鈴木一明及び執行役員 門倉孝昌は、任期満了により退任いたしました。また、同年4月1日、宮田光爾、池田 守及び今中雄一は新たに執行役員に、常務執行役員 梶谷知志は専務執行役員に、常務執行役員 松本保幸、執行役員 西原啓介、同 中尾敏康及び同 藤原 隆は上席執行役員に、それぞれ就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定により、取締役 常陰 均、同 肥塚見春、同 望月愛子及び同 堀 直樹並びに監査等委員である取締役 國部 毅、同 三木章平、同 井越登茂子及び同 田中崇公との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の範囲は退任者を含む当社のすべての取締役及び執行役員としております。当該保険契約では、その職務の執行に際し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。

④ 役員の報酬等

ア、役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年3月31日開催の取締役会、2022年5月12日開催の取締役会及び2021年6月25日開催の第104期定時株主総会における決議に基づき、次のとおり役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法等の決定に関する方針（以下「決定方針」といいます。）を定めております。

＜決定方針の内容の概要＞

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）及び役付執行役員（執行役員のうち上席執行役員以上の者）の報酬を監督給と執行給に区分する。

（ア）監督給

取締役に対して、職責に応じた固定額を金銭で毎月支給する。

（イ）執行給

基本報酬、賞与及び株式報酬で構成し、会長（業務執行取締役である者に限る。以下同じ。）及び役付執行役員（以下、会長及び役付執行役員を総称して「役付業務執行役員」という。）に対して支給する。

報酬の構成割合については、業績向上へのインセンティブを高めること、株主価値や株価を意識した経営の浸透をはかることを勘案して、基本報酬60：賞与25：株式報酬15とする。

a. 基本報酬

役割・責任に応じた固定額を、金銭で毎月支給する。

b. 賞与

当該事業年度の会社業績と個人業績に基づき算定した額を、当該事業年度終了後に一括して金銭で支給する。

会社業績部分と個人業績部分の比率は、70：30とする。但し、会長及び社長は会社業績のみで算定する。

(a) 会社業績部分

会社業績部分は、条件指標があらかじめ定める水準をクリアした場合に、目標指標の達成状況に応じて算定し、支給する。但し、以下に定める条件指標及び目標指標の内容、水準等は、報酬委員会において経営環境の重大な変化その他特に必要があると認めるときは、別段の取扱いをすることができるものとする。

条件指標

事業年度ごとに一定水準の利益が確保され、安定的な配当が行えることを支給の条件として考え、親会社株主に帰属する当期純利益を条件指標とする。当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益が、過去5年間における最高値及び最低値を除いた平均値の70%を下回った場合、会社業績部分に係る賞与は支給しない。

目標指標

「南海グループ経営ビジョン2027」の達成に向けたインセンティブを高めるため、同ビジョンの数値目標である連結営業利益を目標指標とする。期初に策定する予算に対する達成率について、80%から120%の間で直線的（比例的）に支給率に反映させることとし、標準額を100%とした場合、支給額は50%から150%の間で変動する。

なお、達成率が80%を下回った場合、会社業績部分に係る賞与は支給しない。

(b) 個人業績部分

各人が毎事業年度定める目標の総合達成度を社長が4段階で評価し、その評価に基づき支給率を決定する。標準額を100%とした場合、支給額は0%又は70%から130%の間で変動する。

c. 株式報酬

役付業務執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、役付業務執行役員が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株式報酬制度を導入する。

本制度においては、第102期定時株主総会終結の時から第102期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までの3年間（以下「対象期間」という。）に在任する役付業務執行役員に対して当社株式が交付される。その仕組みは、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が、当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法により当社株式を取得し、当社が各役付業務執行役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各役付業務執行役員に対して交付される。

役付業務執行役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当該役付業務執行役員の退任時とする。

なお、対象期間は、取締役会の決定により、5年以内の期間を都度定めて延長することができることとする。

イ、取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額につきましては、2021年6月25日開催の第104期定時株主総会において、限度額を年額5億14百万円（うち社外取締役50百万円。使用人分給与は含まず。）（当時の対象員数9名（うち社外取締役4名））と定めております。

また、同総会において、上記とは別枠で、2019年6月21日開催の第102期定時株主総会終結の時から同総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までの対象期間（取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を

都度定めて延長することがあります。)に在任する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）（当時の対象員数5名）に対し、株式交付信託を通じて株式報酬を支給することを決議しており、対象期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を、合計1億50百万円（1年あたり50百万円相当）と定めております。なお、これにより取締役に交付する当社株式の総数の上限は、支給の対象となる取締役全員で1年あたり20,000株としております。

監査等委員である取締役の報酬額につきましては、2021年6月25日開催の第104期定時株主総会において、限度額を年額90百万円（当時の対象員数6名）と定めております。

ウ、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の額の決定につきましては、当社の経営全体を統括し、その成果について最終的な責任を負う立場にあることから、代表取締役会長兼CEOの遠北光彦に一任しております。同氏は、決定方針に基づき、役位・職責に応じた報酬等の額の決定及び個人業績の評価・決定を行う権限を付与されておりますが、その決定にあたっては、外部調査機関による役員報酬調査データを参考にするとともに、同氏及び代表取締役社長兼COO岡嶋信行並びに社外取締役を構成員とする報酬委員会（委員長：社外取締役 常陰 均）の承認を経なければならないこととしております。また、決定方針を改定する場合は、取締役会の決議に先立ち、その内容について報酬委員会で審議いたします。

監査等委員である取締役の個人別の報酬につきましては、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

- 注1. 当社は、2022年5月12日開催の取締役会の決定により、株式報酬制度の対象期間を2025年3月31日まで延長しております。
2. 当社は、報酬委員会の審議及び承認を経たうえで、2025年3月31日開催の取締役会において、2025年6月18日開催の第108期定時株主総会で第6号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定及び継続の件」が承認可決されることを条件として、上記「＜決定方針の内容の概要＞（イ）執行給」の項目における「c. 株式報酬」の内容を次のとおり改定するとともに、株式報酬制度の対象期間を2028年3月31日まで延長することを決定しております。

c. 株式報酬

役付業務執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、役付業務執行役員が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株式報酬制度を導入する。

本制度においては、第102期定時株主総会終結の時から第102期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までの3年間（以下「対象期間」という。）に在任する役付業務執行役員に対して当社株式が交付される。なお、対象期間は、取締役会の決定により、5年以内の期間を都度定めて延長することができることとする。

その仕組みは、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が、当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法により当社株式を取得し、当社が対象期間中の役位及び取締役会においてあらかじめ定める業績目標の達成度等に応じて各役付業務執行役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各役付業務執行役員に対して交付される。

「NANKAIグループ中期経営計画2025-2027」（以下、「中期経営計画」という。）の計画期間（2025年度から2027年度まで）においては、中期経営計画に定める業績目標の達成に向けたインセンティブを高めるため、以下の業績連動指標を採用する。

（a）R O E（自己資本利益率）（株式報酬標準額の20%相当）

中期経営計画に定める目標数値に対する実績に応じて直線的（比例的）に支給率に反映させることとし、標準額（目標達成時）を100%とした場合、支給額は50%から150%の間で変動する。

なお、実績が5%を下回った場合は支給しない。

（b）（同業他社との）相対T S R（株主総利回り）（株式報酬標準額の20%相当）

中期経営計画期間中の当社株式のT S Rを同業他社との比較により順位付けし、その順位に対応する支給率を0%から150%の間で段階的に設定する。

(c) CO₂ 排出削減量 (株式報酬標準額の5%相当)

地球環境保全への取組みを推進するため、中期経営計画に定める目標数値の達成度に応じた支給率(0%から150%)を設定する。

なお、上記業績連動指標の評価期間は、中期経営計画の計画期間(3年間)とし、中期経営計画終了後に業績連動部分のポイントを確定させる。但し、上記業績連動指標の内容、支給率の算定方法等は、報酬委員会において経営環境の重大な変化その他特に必要があると認めるときは、別段の取扱いをすることができるものとする。

役付業務執行役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当該役付業務執行役員の退任時とする。

エ、役員の報酬等の額

(ア) 当期に係る報酬等の額

当期に係る報酬等の額は、次のとおりであります。なお、当期に係る取締役の個人別の報酬等の額の決定にあたっては、報酬委員会において、決定方針に沿っていることを審議のうえ、その承認を経ており、決定プロセスの公正性・客観性・透明性が確保されていることから、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

区 分	員 数	報酬総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	賞与	株式報酬
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。) (うち社外)	10名 (5名)	333百万円 (43百万円)	223百万円 (43百万円)	73百万円 (－)	36百万円 (－)
監査等委員 である取締役 (うち社外)	6名 (4名)	85百万円 (38百万円)	85百万円 (38百万円)	－	－

注1. 賞与は、当期に係る役員賞与引当金繰入額（引当差額を含む。）であります。
なお、業績連動報酬に係る実績は、次のとおりであります。

条件指標	実績 (百万円)	過去5年間における最高値及び 最低値を除いた平均値の70% (百万円)	
親会社株主に帰属する当期純利益	22,496	9,206	
目標指標	期初予算 (百万円)	実績 (百万円)	達成率 (%)
連結営業利益	31,000	34,655	111.79

- 株式報酬は、当期中に付与されたポイントに係る費用計上額であります。
- 監査等委員である取締役の報酬は、金銭による月例の固定報酬のみであり、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
- 社外取締役監査等委員1名は、当社の子会社である住之江興業株式会社から、同社の役員報酬として総額1百万円の支給を受けております。
- 上記のほか、取締役を兼務しない役付執行役員6名に対する報酬等の額は、次のとおりであります。

報酬総額	報酬等の種類別の総額		
	固定報酬	賞与	株式報酬
188百万円	108百万円	53百万円	27百万円

(イ) 前期に係る報酬等のうち、当期中に支払った報酬等の額

前期に係る賞与として、取締役5名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し87百万円を、取締役を兼務しない役付執行役員5名に対し52百万円を、それぞれ支給いたしました。

⑤ 社外取締役に関する事項

ア、他の法人等の業務執行者又は社外役員等との重要な兼職に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	常 陰 均	レンゴー株式会社 社外監査役 京王電鉄株式会社 社外取締役
取 締 役	肥 塚 見 春	積水化学工業株式会社 社外取締役 日本郵政株式会社 社外取締役
取 締 役	望 月 愛 子	株式会社経営共創基盤 取締役CFO マネージングディレクター (2024年10月1日就任) 株式会社IGPIグループ 取締役CFO 共同経営者 (パートナー) 株式会社ユーグレナ 社外取締役監査等委員
取 締 役	堀 直 樹	株式会社三菱UFJ銀行 取締役会長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 三菱UFJニコス株式会社 取締役 (2024年6月26日退任)
取締役 (監査等委員)	國 部 毅	大正製薬ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社小松製作所 社外取締役
取締役 (監査等委員)	三 木 章 平	公益財団法人日本生命済生会 理事長 相鉄ホールディングス株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	田 中 崇 公	神鋼鋼線工業株式会社 社外取締役 エスベック株式会社 社外取締役監査等委員

注 1. 当社は、株式会社経営共創基盤との間でコンサルティング業務委託の取引を行っております。
2. 株式会社三菱UFJ銀行は、当社の大株主であり、当社は、同行との間で資金借入等の取引を行っております。
3. その他の兼職先と当社との間に、開示すべき関係はありません。

イ、主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査等委員会	
取締役	常 陰 均	12回中 12回出席	—	信託銀行の経営者としての経験を活かし、取締役会での議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、指名委員会の委員及び報酬委員会の委員長として、当社経営陣の指名及び報酬についての検討にあたり、その幅広い見識からの助言を行いました。
取締役	肥 塚 見 春	12回中 12回出席	—	百貨店の経営者としての経験を活かし、取締役会での議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、指名委員会の委員として、当社経営陣の指名についての検討にあたり、その幅広い見識からの助言を行いました。
取締役	望 月 愛 子	12回中 12回出席	—	公認会計士としての専門的知見とコンサルタントとしての経験を活かし、取締役会での議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、報酬委員会の委員として、当社経営陣の報酬についての検討にあたり、その幅広い見識からの助言を行いました。
取締役	堀 直 樹	10回中 10回出席	—	銀行の経営者としての経験を活かし、取締役会での議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当社経営陣の指名及び報酬についての検討にあたり、その幅広い見識からの助言を行いました。

区 分	氏 名	出席状況		主な活動状況
		取 締 役 会	監査等委員会	
取締役 (監査等委員)	國 部 毅	12回中 11回出席	16回中 15回出席	銀行の経営者としての経験を活かし、取締役会での議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、監査等委員会において、主として内部統制の有効性を検証する観点からの質問や意見交換を行うなど、監査・監督の充実に努めました。また、指名委員会の委員長として、当社経営陣の指名についての検討にあたり、その幅広い見識からの助言を行いました。
取締役 (監査等委員)	三 木 章 平	12回中 12回出席	16回中 16回出席	生命保険会社の経営者としての経験を活かし、取締役会での議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、監査等委員会において、主として内部統制の有効性を検証する観点からの質問や意見交換を行うなど、監査・監督の充実に努めました。また、監査等委員会の委員長として、委員会運営の公正性・客観性の確保及び実効性の向上に向けた提言を行うとともに、報酬委員会の委員として、当社経営陣の報酬についての検討にあたり、その幅広い見識からの助言を行いました。
取締役 (監査等委員)	井 越 登茂子	12回中 12回出席	16回中 16回出席	法曹界における豊富な経験と専門的知見を活かし、取締役会及び監査等委員会において、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、内部統制の有効性を検証するために、主としてコンプライアンスの視点からの質問や意見交換を行うなど、監査・監督の充実に努めました。
取締役 (監査等委員)	田 中 崇 公	12回中 12回出席	16回中 16回出席	弁護士としての知見と長年にわたり企業法務に携わってきた経験を活かし、取締役会での議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、監査等委員会において、内部統制の有効性を検証するために、主としてコンプライアンスの視点からの質問や意見交換を行うなど、監査・監督の充実に努めました。

(3) 会計監査人に関する事項

① 名 称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

区 分	金 額
ア、会計監査人の報酬等の額	83百万円
イ、当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	160百万円

注 1. 監査等委員会は、前期の監査方法等の実績を分析・評価し、さらに期初の監査計画と実績・監査結果の対比を踏まえ、当期の監査計画における監査時間・配員計画のほか、監査法人の監査の品質等を検討した結果、報酬額の見積りは相当であると判断し、報酬等の額に同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、アの金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）であるROIC経営管理導入支援業務及びコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第 1 項各号に該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

そのほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

本事業報告中、百万円単位の記載金額は百万円未満を、千株単位の記載株式数は千株未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	120,200
現金及び預金	42,849
受取手形、売掛金及び契約資産	35,670
商品及び製品	23,403
仕掛品	644
原材料及び貯蔵品	3,394
その他	14,364
貸倒引当金	△127
固定資産	856,677
有形固定資産	761,701
建物及び構築物	336,352
機械装置及び運搬具	30,748
土地	356,068
建設仮勘定	31,643
その他	6,889
無形固定資産	13,742
投資その他の資産	81,234
投資有価証券	60,055
長期貸付金	113
退職給付に係る資産	6,928
繰延税金資産	2,877
その他	11,662
貸倒引当金	△403
資産合計	976,877

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	189,121
支払手形及び買掛金	23,493
短期借入金	77,361
1年以内償還社債	20,000
未払法人税等	5,055
賞与引当金	3,438
その他	59,772
固定負債	459,530
社債	110,000
長期借入金	225,589
繰延税金負債	52,265
再評価に係る繰延税金負債	19,084
退職給付に係る負債	17,472
その他	35,118
負債合計	648,652
純資産の部	
株主資本	251,770
資本金	72,983
資本剰余金	28,185
利益剰余金	151,074
自己株式	△473
その他の包括利益累計額	59,445
その他有価証券評価差額金	21,653
土地再評価差額金	34,275
退職給付に係る調整累計額	3,516
非支配株主持分	17,010
純資産合計	328,225
負債純資産合計	976,877

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		260,787
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	218,109	
販売費及び一般管理費	8,022	226,132
営業利益		34,655
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,828	
その他の収益	992	4,821
営業外費用		
支払利息及び社債利息	3,232	
その他の費用	671	3,903
経常利益		35,572
特別利益		
工事負担金等受入額	9,548	
その他の利益	1,195	10,744
特別損失		
工事負担金等圧縮額	9,541	
固定資産除却損	1,489	
その他の損失	1,049	12,080
税金等調整前当期純利益		34,236
法人税、住民税及び事業税	8,451	
法人税等調整額	2,290	10,741
当期純利益		23,495
非支配株主に帰属する当期純利益		998
親会社株主に帰属する当期純利益		22,496

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	55,647
現金及び預金	32,247
未収運賃	5,312
未収金	2,633
未収収益	1,421
短期貸付金	3,016
有価証券	2
販売土地及び建物	4,190
貯蔵品	2,431
前払費用	370
その他の流動資産	4,473
貸倒引当金	△452
固定資産	800,763
鉄道事業固定資産	277,283
開発関連及び付帯事業固定資産	306,384
各事業関連固定資産	4,962
建設仮勘定	26,646
投資その他の資産	185,487
関係会社株式	115,409
投資有価証券	39,635
関係会社出資金	1,390
出資金	400
長期貸付金	24,997
長期前払費用	1,626
前払年金費用	1,867
その他の投資等	2,526
投資評価引当金	△0
貸倒引当金	△2,364
資産合計	856,410

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	221,392
短期借入金	69,386
1年以内償還社債	20,000
未払金	16,063
未払費用	3,759
未払消費税等	1,262
未払法人税等	2,571
預り連絡運賃	2,553
預り金	79,719
前受運賃	3,813
前受金	18,899
前受収益	1,448
賞与引当金	1,517
役員賞与引当金	126
災害損失引当金	270
固定負債	404,618
社債	110,000
長期借入金	206,981
繰延税金負債	35,129
再評価に係る繰延税金負債	18,462
退職給付引当金	12,323
役員株式給付引当金	238
関係会社事業損失引当金	13
資産除去債務	162
その他の固定負債	21,309
負債合計	626,011
純資産の部	
株主資本	184,061
資本金	72,983
資本剰余金	28,094
資本準備金	25,179
その他資本剰余金	2,914
利益剰余金	83,456
その他利益剰余金	83,456
固定資産圧縮積立金	161
繰越利益剰余金	83,294
自己株式	△473
評価・換算差額等	46,338
その他有価証券評価差額金	13,150
土地再評価差額金	33,187
純資産合計	230,399
負債純資産合計	856,410

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
鉄道事業		
営業収益	65,077	
営業費	54,960	
営業利益		10,116
開発関連及び付帯事業		
営業収益	48,119	
営業費	36,691	
営業利益		11,428
全事業営業利益		21,544
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,884	
その他の収益	595	
営業外費用		6,479
支払利息及び社債利息	3,330	
その他の費用	404	
経常利益		3,734
特別利益		24,289
工事負担金等受入額	8,829	
その他	304	
特別損失		9,133
工事負担金等圧縮額	8,822	
その他	640	
税引前当期純利益		9,463
法人税、住民税及び事業税	4,389	
法人税等調整額	1,972	
当期純利益		23,959
		6,361
		17,598

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

南海電気鉄道株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 幡 琢 哉
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 北 村 圭 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、南海電気鉄道株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、南海電気鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

南海電気鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 幡 琢 哉
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 北 村 圭 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、南海電気鉄道株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については相当であると認めます。事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

南海電気鉄道株式会社	監査等委員会
監査等委員会委員長	三 木 章 平
監査等委員(常勤)	浦 井 啓 至
監査等委員(常勤)	泰 田 崇 義
監査等委員	國 部 毅
監査等委員	井 越 登茂子
監査等委員	田 中 崇 公

(注) 監査等委員会委員長 三木章平、監査等委員 國部 毅、同 井越登茂子及び同 田中崇公は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

